

大学院医歯薬学総合研究科 長期履修制度の概要 《平成29年 4月入学者用》

1. 長期履修制度の趣旨

長期履修制度は、職業を有していることによる修学の困難さに対して、標準修業年限（4年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができるものです。

※ 長期履修制度を適用しなくても、休学等により入学から4年以上在学することは可能です。

2. 在学期間及びカリキュラム

別添参照

- 1年次（入学時）から長期履修制度適用を受ける場合：在学期間8年
 2年次から長期履修制度適用を受ける場合：在学期間7年
 3年次から長期履修制度適用を受ける場合：在学期間6年

3. 適用期間

| 入学者 \ 適用 | 1年次から適用 (8年コース) | 2年次から適用 (7年コース) | 3年次から適用 (6年コース) |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 平成29年 4月 入学者 | 平成29年 4月 ～ 平成37年 3月 | 平成30年 4月 ～ 平成36年 3月 | 平成31年 4月 ～ 平成35年 3月 |

4. 申請できる者（次のいずれも満たすこと）

- ・大学院設置基準第14条の教育方法の特例が適用された社会人学生である者
- ・入学予定者、または長期履修制度の適用を開始しようとする時の在学期間が1年または2年の者

5. 申請期限

入学時からの適用を希望する場合は入学手続き時に申請してください。

申請期限：平成29年3月23日（木）[期限厳守]

在学の途中から適用を希望する場合は、適用開始時期の直前の8月末日又は2月末日。（末日が休日の場合は変更になります。）

※休学期間がある場合は、申請時期が異なりますので、事前に事務担当に相談してください。

6. 長期履修期間の変更

長期履修期間の変更ができるのは、入学時に長期履修制度の適用を受けた方（8年コース）が7年または6年に短縮する場合のみです。（別に定める要件（次項）を満たす時に優秀な学生に対しては、5年に短縮を認める場合があります。）

※ 在学期間が既に7年目の方は短縮することは出来ません。同様に在学期間が6年目の方が6年コースに短縮することや、5年目の方が5年コースに短縮することも出来ません。

※ 短縮が許可された場合、長期履修期間を圧縮するために必要な授業料の一括支払いが必要です。

2年次もしくは3年次から長期履修制度の適用を受けた場合（在学期間6年コース又は7年コース）、その後に履修期間を短縮することはできません。

期間変更の申請期限は「5. 申請期限」と同じとしますが、必ず事前に事務担当にご相談ください。

なお、2年次もしくは3年次から長期履修制度の適用を受けた方（在学期間6年コース又は7年コース）が、履修期間内に修了できない場合は「留年」となりますので、注意してください。（最長在学期間は、長期履修期間を含め8年間です。）

7. 授業料 …… 別添参照

4年（標準修業年限）分の授業料を在学期間に応じて分割して納入します。

なお、別添の授業料額は平成28年度額で算定していますので、授業料額の改定がある場合はそれに応じた額となりますので、予め了承願います。

8. 許可

申請結果は、4月上旬に通知します。

9. 長期履修制度と休学について

休学期間は在学期間に含まれません。

長期履修期間中に休学をすると、長期履修コースを満了するために在学しておかなければならない期間も延長されますのでご注意ください。

例) 平成29年4月入学者が平成30年4月からの7年コースの長期履修を適用した場合で、途中2年間の休学をした場合、長期履修7年コースを満了するのは、平成38年3月となります。この場合、平成38年3月より前の博士課程修了は出来ません。

10. その他

本制度の申請にあたり、学生本人の勤務先所属長の承諾を得るとともに、指導教授と充分協議を行ってください。

【長期履修8年コースを特例により5年に短縮申請する場合の要件】

- ◆ 短縮申請の時点で修了に必要な単位の修得ができていること
- ◆ 各学系ごとの学位申請に必要な要件を備えていること
- ◆ 学位申請論文に予定する論文は、「岡山大学大学院医歯薬学総合研究科修業年限の特例（4年未満修了）に関する申合せ事項」の要件に該当するものであること
 - ① 単著又は共著。ただし、共著の場合は筆頭著者であること。
 - ② 著名な英文誌に掲載され、かつ、学位論文として完成された形と内容を持つこと。
なお、著名な英文誌とは、原則としてIF3.0以上のものとする。
IF3.0未満の場合は理由書により学務委員会において審議するものとする。
 - ③ 共著の場合は、指導教授又は直接指導者（本研究科所属教員）1名以上が含まれていること。

以上の要件を全て満たしている場合は、変更開始を希望する年度の前年度の指定する期日※までに、要件を証明する書類及び指導教授の理由書を添えて申請することができます。

※ 期間変更の申請期限は「5. 申請期限」と同じとします。（休学期間のある場合は、申請時期が異なりますので、事前に相談してください。）